

川越市医療法施行細則の一部改正（案）の概要について

平成 26 年 2 月

保健医療部 保健総務課

1 改正の趣旨

川越市医療法施行細則では、医療法の施行に関し、必要な事項を定めています。

事務処理の適正化に資するため、様式の追加その他必要な規定の整理をしようとするものです。

2 改正の主な内容

(1) 診療所の病床設置の届出について

医療法施行令第 3 条の 3 の規定による診療所の病床設置届の様式を規則で定めようとするものです。

(2) 診療所の病床数等の変更の届出について

医療法施行令第 4 条第 2 項の規定による「診療所病床設置届出事項一部変更届」の様式を「診療所病床数等変更届」とし、届出の簡略化のため、変更事項の選択欄の削除を行うとともに、「病床数及び病床種別ごとの病床数並びに各病室の病床数」の記載欄を改めようとするものです。

一方、変更箇所の明確化のため、添付書類として「病床数を変更した病室を朱書等により明示した平面図」を求めることとしようとするものです。

(3) 病院、診療所、助産所の開設の届出について

医療法第 4 条の 2 第 1 項の規定による「病院開設届」及び「診療所・助産所開設届」の届出事項から、届出の簡略化のため「診療に従事する医師、歯科医師の雇用年月日」及び「勤務する薬剤師の職名、免許登録年月日及び登録地・番号」を削除しようとするものです。一方、重要な医療安全情報の提供などに活用できるよう、「FAX 番号」を記載事項に加えようとするものです。

(4) 診療所・助産所の開設の届出について

医療法第 8 条の規定による「診療所・助産所開設届」の記載事項に、重要な医療安全情報の提供などに活用できるよう「FAX 番号」を加えようとするものです。

(5) 病院、診療所、助産所の再開の届出について

医療法第 8 条の 2 第 2 項の規定による「病院（診療所・助産所）再開届」の届出事項から、届出の簡略化のため、医師をはじめとした医療従事者の氏名等の記載欄を削除しようとするものです。

(6) 添付書類について

管理者、医師、歯科医師及び助産師の、経歴等の確認のため、「病院開設届」、「診療所・助産所開設届」、「病院（診療所・助産所）開設届出事項変更届」、「診療所開設届出事項変更届」、「助産所開設届出事項変更届」、「開設者以外の者を管理者とする場合の許可申請書」の添付書類として「履歴書」を、また、医師、歯科医師の臨床研修制度が開始して一定の期間が経過したことから、「病院開設届」、「診療所・助産所開設届」、「診療所開設届出事項変更届」、の添付書類として、従事する医師又は歯科医師の「臨床研修修了登録証の写し」を、規則中に明記しようとするものです。

※上記のほか、法令等との整合を図るための規定の整理その他の様式、添付書類中の文言等の整理を行おうとするものです。（この部分については、川越市意見公募手続条例第4条第4項第8号に該当するため、意見募集の対象外となります。）

3 施行期日

平成26年4月1日